

議会基本条例の一部改正（案）と改正理由

	章・条項	改正案	現行	改正理由
1	第2章 議会及び議員の活動原則 【新規】	<u>（災害時の議会対応）</u> 第2条の2 議会は、災害等が発生したときは、議事機関としての機能を維持するよう努め、市の災害対策本部との連携を密にし、市民の安全の確保に努めるものとする。 2 災害時の議会対応は、別に定める。		令和2年12月に、「安曇野市議会災害等対応マニュアル」を策定したことから、災害時における議会の対応を明確にするため、新たに条項を規定するものです。
2	第6条第3項 【字句追加】 （第3章 市民と議会の関係（市民参加及び市民との連携））	議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2（第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して市民の意見等を聴き、 議会の審議及び 議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。	議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2（第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して市民の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。	市民の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させる前段として、まずは議会の審議や討論などに反映させなくてはならないことを明確にするために条文を修正するものです。
3	第6条第4項 【字句追加】 （同上）	議会は、請願又は陳情を審議 又は審査 する場合において必要があると認めるとき又は提出者が希望したときは、提出者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。	議会は、請願又は陳情を審議する場合において必要があると認めるとき又は提出者が希望したときは、提出者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。	請願又は陳情については、まずは委員会において審査するため、条文を修正するものです。

	章・条項	改正案	現行	改正理由
4	第10条第2項 【字句加除】 (第4章 議会及び議員と市長等の関係 (政策等の形成過程の説明))	議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における評価に資する <u>よう</u> 努めるものとする。	議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における <u>政策</u> 評価に資する <u>審議に</u> 努めるものとする。	条文の内容を明確にするため、条文を修正するものです。
5	第23条第2項 【字句追加】 (第8章 政務活動費(政務活動費))	議会は、安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等(添付書類を含む。)を公開しなければならない。ただし、安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号)第5条 第1項 第2号又は第3号に規定する情報が記録されている部分を除く。	議会は、安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等(添付書類を含む。)を公開しなければならない。ただし、安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号)第5条第2号又は第3号に規定する情報が記録されている部分を除く。	引用する条例の項番が漏れていたため、条文を修正するものです。
6	第28条第1項 【字句修正】 (第10章 最高規範性及び見直し手続(見直し等))	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを <u>必要に応じて</u> 検証するものとする。	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを <u>定期的に</u> 検証するものとする。	議会運営の変更や社会情勢の変化に応じ、適宜検証ができるようにするために、条文を変更するものです。